

令和4年度長官所長会同・議事概要

(6月1日、2日実施)

1 6月1日、2日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。

本年の会同においては、各事件分野における審理運営改善及び司法行政上の諸課題への対応の現状や、これまでの「部」の機能の活性化の取組の継続による成果、今後の取組の課題等について議論された。また、上記取組において中心的役割を担う部総括に期待される役割の変化及びこれから部総括に期待される役割に即した支援を行っていく上での所長に求められる役割等について意見交換を行った。

(1) 各事件分野における審理運営改善の現状や、これまでの「部」の機能の活性化の取組の継続による成果、今後の取組の課題等

民事分野では、部内において、ITツールを活用した新しい審理運営の取組の紹介、単独事件に関する意見交換等の審理運営についての議論を通じて、個別事件の進行方針や審理運営の改善等についてこれまで以上に議論されるようになり、これらの取組が継続的に行われてきた結果、デジタル化を見据えた従来の運用にとらわれない抜本的な運用改善の議論が、部の内部だけではなく部を越えても活発化しているなど、一定程度定着したという意見が多数出された。また、ウェブ会議を利用した意見交換などを含めた各庁における具体的な取組が紹介され、このような取組は、デジタル化を契機とし、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況下におけるウェブ会議の利用の定着などもあり一層活発化したとの指摘がされた。その上で、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくために、デジタル化を契機とする審理運営改善についての議論のほか、感染拡大防止と司法機能の両立といった事件処理に密接に関係しつつも個別の事件処理や部を超えた諸課題についても議論を深めていくことの必要性が確認された。

他方で、他の事件分野と比較して、類型が多岐にわたり、手続進行上の裁判官

の裁量が大きいといった構造上の理由から、個々の裁判官の運営改善に向けた姿勢にはなお差異があり、また迅速化といった結果に必ずしも結びついていない旨の指摘もあった。もっとも、近時活発に行われている、庁を越えた意見交換の議論状況が各庁に伝わっていくことにより、部を拠点とした議論の刺激になり、結果として運用改善に消極的な裁判官にも変化が生じているとの指摘がされ、庁を越えた意見交換の取組が継続されていくべきであるという意見が出された。

刑事分野では、裁判員制度の導入をきっかけに刑事裁判の本質に立ち返った議論がされたことや、警備や広報対応といった事務局との協議を必要とする課題への対応が日常的であることから、部内にとどまらず、部を超えて審理運営改善や事件処理に必要な司法行政上の対応について活発な議論が行われているという意見が多数出された。他方、この議論は主に裁判員裁判についてであり、単独事件や、裁判員裁判非対象の合議事件に関する審理運営改善の取組には必ずしも波及しておらず、このような点について更に取組を進めていくべきという指摘があった。

家裁分野では、関係職種が関与するPT等における職種間連携を意識した議論など、庁として審理運営改善に向けた検討を行う取組は従前から定着しているところ、近時の取組としては、更に進んで、高等裁判所及び地方裁判所との意見交換や、家庭裁判所の上席裁判官同士の庁を超えた意見交換が実施されるなど、庁内にとどまらない形での審理運営改善に向けた検討を行っているという動きが紹介された。他方、家庭裁判所が進めている調停の審理運営改善の内容を外部に発信することの重要性や、調停部と人訴部が分かれているような比較的大きな庁では、家庭裁判所全体としてのより良い司法サービスの提供に向けて、これらの部が連携して審理運営改善に取り組む必要性があることなどが指摘された。

(2) 司法行政上の諸課題への対応の現状

新型コロナウイルス感染症への対応を一つのきっかけにして、事件処理に關係するような司法行政上の諸課題については、各裁判官において、部で検討すると

いう意識が高まっている旨の指摘があった。他方、裁判官全体の問題意識を更に高めていくため、司法行政上の諸課題に関する議論を活性化するには、課題を明確にとらえやすくするような工夫をするといった改善の余地があるのではないかという指摘があった。また、司法行政上の課題に目を向けていくためには、裁判官に事務局の活動を理解してもらうような取組を行うことが効果的である旨の指摘があった。

(3) 「部」の機能の活性化の取組において中心的役割を担う部総括に期待される役割の変化及びこれからの部総括に期待される役割に即した支援を行っていく上の所長に求められる役割等

部の機能の活性化の取組が行われていることに加え、現在は、デジタル化等に伴う裁判所全体の変革期であることから、各部の部総括に期待される役割は質量ともに増大してきており、このような部総括の役割の変化については、各部総括は認識している旨の意見が出された。

このような状況にある部総括を支援する所長としては、各部総括の得手不得手や、各々の置かれた状況等を踏まえて、きめ細やかな支援を行っていくことが重要であり、また、将来部総括の役割を担うこととなる陪席裁判官に対しても、組織課題について意識を高めるような育成を行っていくべきであるといった議論がなされた。

2 事務的協議

まず、多くの庁から、デジタル化に向けた関心・意識は全体として高まってきており、今後、デジタル化によって裁判事務、司法行政事務を問わず、裁判所の事務が変化していくことについても理解が深まりつつある現状が紹介された。他方、その変化の具体的な範囲や内容について十分なイメージを持っていない職員も少なからずいるとの意見も出された。

特に、デジタル化による裁判事務の変化の在りようについては、今後、より具体

的な事務に引き付けた形で議論を深めていく必要があるが、今までの事務を変えていくことに不安を持つ裁判官や職員もいるとの指摘があった一方で、国民により良い司法サービスを提供するという観点から、デジタル化によるメリットを最大限享受できるように事務の在り方を見直すべきであり、システムに任せられるところは任せられるように事務の標準化を進め、裁判官は審理・判断に注力できるようすべきだとの声も出てきているとの意見も出された。

このような実情を踏まえ、所長においては、特に、次世代を担う裁判官や職員の意見や感覚を庁内での議論に生かしていくように配慮しながら、庁全体でデジタル化に対する関心や意識をより一層高めていくことが必要であり、上級庁としても、そのような所長の取組を支援していく必要があるとの認識が共有された。